表2 動物病院一覧

武工 新初的 55	
動物病院(所在地)	電話番号
三木動物病院(播磨町宮北)	079(435)3664
たなか動物病院(播磨町北野添)	078(943)5917
はりま動物病院(播磨町東本荘)	079(436)8330
いなみ動物病院(稲美町六分一)	<pre>// (492)6290</pre>
トトどうぶつ病院(稲美町国岡)	<pre>// (492)2391</pre>
あさの動物病院(加古川市平岡町高畑)	<pre>// (420)2099</pre>
はとの里動物病院(加古川市加古川町木村)	<pre>// (454)3231</pre>
池沢動物病院(加古川市加古川町平野)	<pre>// (423)9939</pre>
グリーンピース動物病院(加古川市加古川町中津)	<pre>// (421)6644</pre>
ポチ&タマ総合動物病院(加古川市東神吉町舛田)	<pre>// (431)7377</pre>
ミュウどうぶつ病院(加古川市別府町新野辺北町)	<pre>// (430)0633</pre>
加古川動物病院(加古川市東神吉町西井ノロ)	<pre>// (433)0523</pre>
やまぐち動物病院(加古川市神野町石守)	<pre>/ (423)6670</pre>
バークレー動物医療センター(加古川市加古川町備後)	<pre>// (422)2289</pre>

動物病院(所在地)	電話番号
吉田獣医科医院(加古川市別府町別府)	079(435)7887
ひっぽ動物病院(加古川市加古川町河原)	<pre>// (421)4040</pre>
ブリス動物病院(加古川市加古川町寺家町)	<pre>// (422)2103</pre>
東加古川ペットクリニック(加古川市平岡町新在家)	<pre>// (439)6234</pre>
魚住動物病院(明石市魚住町長坂寺)	078(947)3987
大久保動物病院(明石市大久保町大窪)	<pre>// (936)6211</pre>
堂本動物病院(明石市大久保町わかば)	<pre>// (936)6641</pre>
ファミリー動物病院(明石市魚住町清水)	<pre>// (941)2070</pre>
松浜動物病院(明石市二見町西二見)	<pre>// (942)0139</pre>
アルマ動物病院(明石市二見町東二見)	<pre>// (944)2060</pre>
松尾動物病院(明石市上/丸)	<pre>// (911)0234</pre>
なかむら動物病院(明石市魚住町長坂寺)	<pre>// (948)2707</pre>
アン動物病院(明石市魚住町清水)	<pre>// (942)7157</pre>









▼**持参するもの・費月** ▼**持参するもの・費月** ・登録した犬 ・費用 1匹につき3千20円 ▽登録していない犬 ▽登録していない犬 ▽潜録していない犬 ▽潜録していない犬 ○ 1・注射3千20円 ます。 注射通知書を3月中旬に発送して なお、 いる犬について すでに は

すこやか環境グル

を通じて また、 費用も集合注射と同額です。 表2の 注射と登録を行って 播磨町で登録され 動物病院で 狂犬病予防 ŧ 年間

えで接種する明を受けて、

同意.

したう

種する

ようにしま

するためにも、

-分な説

注射による事故を防止

る方は、動物病院に直接は外での接種を希望されいたします。集合注射もいたします。集合注射を開発を表望される方は、日常ののが、 病 **問** お越しください ょ せ 表2の 各動

毎日体調は変わって 人と同じ生き物で んかになる場 注意

都合の良い場所、同時に行います。

時間にお越し

犬も

いきます。 す。

ださい

済んでいない犬は、オの集合注射を実施し

は、注射と登録を施します。登録が

合がありますので、犬同士のけんかにな

をしてください

いない犬は、

表 1

知ら師に 集合注射では、 せ会市か・ がらの古

います。 けさせることが、義務付けられと狂犬病の予防注射を毎年1回は、犬の登録(生後91日以上の

とが、義務付けられて予防注射を毎年1回受((生後91日以上の犬)

狂犬病予防法で、

犬の飼い

主に

狂平

犬成

病25

予年

防度

注射と犬

0)

登

録

K

7

61

7

集まるため興 多くの 奮

表 1 平成25年度集合注射日程表

日程	場所	開始	終了
	①西部コミセン駐車場	13:00	13:15
	②大中東公民館	13:25	13:40
4月11日(木) ④東部コミセン ⑤古宮公民館	③野添コミセン	13:45	14:00
	④東部コミセン	14:10	14:25
	⑤古宮公民館	14:35	14:50
	⑥本荘西公民館	15:00	15:15

飼い主の皆さまへ

人と犬が快適に暮らすために、 マナーを守って飼いましょう。

●マナー その1●

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。 狂犬病は、すべての哺乳類に感染し、発症すると 100%死亡する恐ろしい病気です。生後91日以上 の犬を飼うときは、犬の登録をし、年1回の狂犬 病予防注射を受けさせましょう。

●マナー その2●

放し飼いはやめましょう。散歩の際はリードをつ けましょう。

散歩中もリードを放したり、伸ばしすぎないよう に心掛けましょう。

●マナー その3●

犬のフンは必ず持ち帰りましょう。

道路上に放置したままにするのは、飼い主のマナ 一違反です。犬のフンやブラッシングのあとの抜 け毛は必ず持ち帰り、燃えるごみとして出してく ださい。





広報はりま 25.4

5

町内在住または在勤の人

交流を通して皆さんが自らの運 いただきます。 成果を

営により研究・活動し

ゆめづくり塾は、

▶申込み・問合せ 企画グループ ☎079 (435) 0356

▶活動のテーマとしては、次の ようなものが考えられます

- ②自然環境保全·回復活動
- に関すること

塾の選考

あなたがり

ダー

「塾長」

長」が中心となって、 より活動を進めていただきます。 「塾生」と共に自主的な運営に

平成26年3月末まで

にNPO法人や各種のボランテ プで活躍されている 活動終了後

塾活動の核になる者が5人程 いること

具体的な成果が得られるもの 活動を広げていきたい きる見込みがあること その効果が地域に還元さ と〝熱意〞 があること とい

や団体を育成するための事業で

地域で活動するリ

ーダー

自由な発想と多くの人との

動・提言などをしていただくこ 住民の皆さん自らが研究・活 くりに関するテーマをもとに、

活動の中心が播磨町内である

多くの塾生や

とした活動、イベント中心のあること(単なる交流を目的 れることが期待される活動で

チャレンジしてみませんか。 となって夢のあるまちづくりに

播磨ゆめづくり塾は、

まちづ

『新を「塾長」とし、その「塾考により採択されたテーマの応塾の活動は、運営委員会の選

託料(限度額あり)をお渡

(限度額あり)をお渡し、活動資金として研究委には、予算の範囲内にお

各塾には、

または分担して

ただく

参加者を獲得で

活動は対象となりません)

月1回程度、 ことがあります ¥、€こ€ ^! があった場合は、活動を共にする申し込み

塾長会議を開催

報告書を提出していただきま・活動終了後、成果をまとめたしますのでご参加ください

▼応募方法 グループにおいてい 提出してください。用紙は企画項を記入し、企画グループまで ンロードできます 町ホー ムペ 応募用紙に必要事 ージからもダウ

▼応募期限

まちづくり活動団体とは 募集する

組む公益・非営利の法人や既に活

。 以 下

専門

まちづくりに取り

の団体 町内に事業所があるNPO法人、 活動実績があり、 住民に認知されている町内

まちづくり活動団体 役割分担 ゆめづくり塾OB 町の施策により実施する

地域やまちの公益のための活動の 利益や仲間だけの共益を超えた、 性・柔軟性などを生かした個人の まちづくり活動団体)から、 躍されている住民活動団体

体と町の協働事業として実施する

まちづくり活動団

ちづくり活動団体では対処が困難な部分を担う まちづくり活動団体を側面から支援 必要がある取り組みを主体的に実施する

~町の課題に協働で取り組む団体募集~

会による選考を行い決定します 内容についての意見を求めたうえで ▼まちづくり活動団体の選考 ▼活動期間 平成26年3月末までで必要な期間 担当部署に提案 運営委員

①総合計画における施策や町が策定する計画に

②活動の核となる者5

人以上で組織し

本町住

おける事業や取り組みに合致すること

民がその中にいること

③具体的な成果が得られるもので、 その効果が あ

④活動を計画的に展開して 地域に還元されることが期待できる活動で ためのビジョン

を有すること

⑤原則として 年以上のまちづくり活動の実

> その能力を有すると認められること 適正な会計処理が行われて いること、 または

※次のいずれかに該当する場合は対象としませ

・ごく限られた地域・対象者のための活動、 たは広域に跨る活動 ま

法令及び公序良俗に反し、

またはそのおそれ

特定の政治、 があるとき 思想及び宗教の活動を支援また

公益法人

えるおそれがあるとき は公認しているような誤解を与え、 または

団体のみにとどまるとき まちづくり活動の成果が、 特定の個人または

学術的な研究を主な目的とするとき

レクリエーションや親睦を主な目的とするとき

き 町の既存の補助制度、枠組みで対応できると

▼その他

予算の範囲内において、 (限度額あり)を支払います 活動資金として委託

適正に活動資金が使われているか監査を行

ただきます 活動が終了した後、 事業報告書を提出し

町ホームページからダウンロ要項・応募用紙は、企画グル ※詳しくは、 募集要項をご確認ください 企画グル ープ窓口のほ

限

企画グル http://www.town.harima.lg.jp 9 (435)

?

平成25年度介護保険料のお知らせ

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582

特別徴収(年金から天引き)対象の方へ

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、市町村民税の課税区分(課税・非課税)および前年の合計所得 金額などに基づき決定するため、これが確定する6月以降でなければ決まりません。

このため、平成24年度以前から継続して特別徴収により納付されている方の、平成25年4月、6月および8月の 保険料は、基本的に平成25年2月に年金から徴収しました保険料額と同じ額を「保険料仮徴収額」として徴収す ることになります。ただし、6月に保険料が決まる関係で、8月の金額が変更になる場合がありますのでご了承く ださい。

なお、平成25年度の介護保険料額決定通知は、6月中旬に送付します。

また、仮徴収額の通知は、省略しますのでご了承ください。

特別徴収(年金天引き)の方法

4月	仮徴収
5月	
6月	仮徴収
7月	
8月	仮徴収
9月	
10月	本徴収
11月	
12月	本徴収
1月	
2月	本徴収
3月	

●仮徴収(4、6、8月の支払 い分)

基本的に前年度最後の支払 い月(2月支払い分)と同じ 金額が仮徴収として、年金か ら天引きされます。

●本徴収(10、12、翌年2月 の支払い分)

今年度分の保険料額の確定

5 時

15 分 莳

 $\widehat{\pm}$

日曜日

祝日 午後

日

午前8時30

分

户 1

白(月)

5月31日金

を受けて、仮徴収額との調整が行われます。

「確定した保険料の年額 - 仮徴収合計額」を3回 (10月、12月、2月) に分けて徴収されます。

普通徴収(納付書、口座振替で納付)対象の方へ

特別徴収の部分でも述べましたが、平成25年度の 保険料額は6月以降でなければ決定できません。その ため普通徴収の方についても、平成24年度の保険料 額を基に第1期(4月)分の保険料を徴収します。こ れを暫定賦課と言い、4月中旬に1回分の納付書(通 知書)を送付します。

その後6月に保険料額が確定しますので、年額から 第1期分を差し引いた額を残りの5回の納期で分けて 納めていただきます。この決定通知については特別 徴収と同じく6月中旬に送付いたします。

固定資産

の

縦覧

制

度

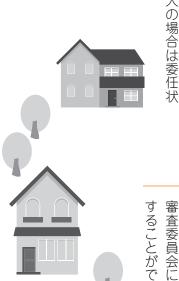
固定資産

の

閲

監

度



必要な 合は委任状 -運転免許 き る もの 前年度の

> 知書 まで

あ

交付 が

を受

あ

る場

Ã

ざれ

き

は除く) 場所

(代理人)納税

確認ができる できます 容を確認して 固定資産税の \hat{O} 知書や運転 必要な書類 資産課 縦覧期間中は 場合は委任 もの 免許 納税義務者 登録

前年度の 証など本 また代理 納税

固定資産課税台帳(名寄帳) 所有者本 固定資 人の資 産税の ただく制 は無料で 産につ 讓 閲覧 度で 税内

る

他の土地や家屋

と自己の資

税者が

一土地・

家屋価

一のにある。

内に固定資産を所有す

産の価格

(評価額)

を比較 制度です

確認

縦覧期間

N 成 年 度 定 資 0

▼問合せ 税務グル 盟 3 5

平成25年度の 国民年金保険料月額と前納割引制度

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743

平成25年度の定額保険料は月額15.040円

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成 25年度の定額保険料は前年度より60円引き上げら れた月額15,040円になります。毎月の保険料は、 日本年金機構から毎年4月上旬に送られてくる1年 分の「納付書」によって翌月の末日までに納めま す。なお、保険料は2年を過ぎると納められなくな りますのでご注意ください。

納付の窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む) またはコンビニエンスストアです。また、ほとんど の金融機関で口座振替もできます。年金事務所では 口座振替のお申し込みができ、郵送も可能です。

お得です

現金払いによる前納割引

国民年金には、一定期間(1年または6ヵ月など 定められた期間)の保険料を前納すると割り引きに なります。平成25年度分の1年間の保険料を現金払 いで毎月納付すると、15,040円×12月=180,480 円になりますが、これを現金払いで1年度分前納す ると3,200円の割り引きとなり、180,480円-3,200 円=177,280円となります。

また、6ヵ月分の保険料を現金払いで前納すると 730円の割り引きとなり、1年度分の保険料を現金 払いで6ヵ月分ずつ前納すると、(90.240円-730 円)×2回=179,020円となります。

このように、保険料の前納制度を利用すると、有 利な割り引きを受けることができます。

現金払いによる保険料の1年前納および4~9月分 の6ヵ月前納の納付期日は4月30日、10~3月分の 6ヵ月前納の納付期日は10月31日です。

保険料の前納は、原則として、1年または半年間 を単位として行うものとされていますが、現金払い の前納の場合には、1年または半年間を単位とせず に任意の月からその年度末の3月分までの保険料を 前納することもできます。

なお、保険料の一部免除を受けている人も、一部 納付の保険料を前納することができます。この場合 は、1年分、6ヵ月分、任意の月分から年度末まで の分を前納することになります。

口座振替による前納

さらにお得です

口座振替による保険料の前納には、1年または半 年間を単位として行うものがあります。

□座振替で1年分の保険料を前納すると176.700 円で、現金払いによる前納の場合よりもさらに割り 引きされ、年間で3.780円の割り引きとなります。 また、6ヵ月分の保険料を口座振替で前納すると 89.210円×2回 = 178.420円で、年間割引額は 1.030円×2回=2.060円となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち1年 前納および4~9月分の6ヵ月前納の申し込みの締切 日は2月末日まで、10~3月分の6ヵ月前納の申し 込みの締切日は8月末日までです。

口座振替による早割り

保険料の前納には、一定期間を前納のほかに、口 座振替の早割りがあります。

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月 末に引き落としとなりますが、口座振替の早割りの 場合には、毎月の保険料が納付期限より1ヵ月早く 口座振替されます。

口座振替の早割りでは、月額で50円の割り引き となります。

口座振替の早割りは、随時受け付けています。な お、従来から口座振替で納付している場合でも、こ の口座振替の早割制度に変更するためには、改めて 申し込みが必要となります。

口座振替の申し込み

口座振替による1年分の前納および4~9月分の6 カ月前納を希望する方は、2月末までに、10~3月 分の6ヵ月前納を希望する方は、8月末日までに申 し込む必要があります。すでに口座振替で前納され ている方は、引き落とし方法を変更する場合を除い て再申し込みの必要はありません。

- ▶申込窓口 □座振替を希望する金融機関窓□、加 古川年金事務所、保険年金グループ
- ▶必要なもの 年金手帳または納付書(基礎年金番 号の確認できるもの)、通帳、金融機関へのお 届け印

広報はりま 25.4

9